

公 募

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立吉備青少年自然の家において、下記のことについて、公募を実施します。

記

1. 公募に付する事項
国立吉備青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務一式
① 清涼飲料水提供委託業務（レストラン前）一式
② 清涼飲料水提供委託業務（談話コーナー）一式
③ 清涼飲料水提供委託業務（プレイホール前他）一式
2. 競争参加資格
(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条に該当しない者であること。
(2) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。
(3) 国または地方公共団体等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3. 仕様書の交付方法
本公告の日から独立行政法人国立青少年教育振興機構国立吉備青少年自然の家総務・管理係にて交付する。
4. 企画提案書の提出方法等
(1) 提出方法：提出期限までに、①②③のうち提案するものについて各5部を下記の担当する組織宛に郵送又は持参すること。
(2) 提出期限：令和2年 2月20日（木） 17時30分必着
(3) 提出先：国立吉備青少年自然の家総務・管理係
5. 説明会の開催
(1) 開催日時：令和2年 2月 4日（火） 14時00分
(2) 開催場所：国立吉備青少年自然の家 管理棟2階会議室
6. 選定方法等
別に定めた審査基準及び公募要領等に基づき、選定委員会において行う。
7. 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
名称 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立吉備青少年自然の家総務・管理係
所在地 郵便番号 〒716-1241
岡山県加賀郡吉備中央町吉川4393-82
電話番号 0866-56-7234
8. その他
本件に関するその他必要事項については、公募要領によるものとする。

令和2年 1月31日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立吉備青少年自然の家
所 長 高藤 佳明



清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式に関する公募要領

件 名：国立吉備青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

- ① 清涼飲料水提供委託業務（レストラン前）一式
- ② 清涼飲料水提供委託業務（談話コーナー）一式
- ③ 清涼飲料水提供委託業務（プレイホール前他）一式

1. 設置要領

受託者は、公募をする独立行政法人国立青少年教育振興機構国立吉備青少年吉備の家の施設内に自動販売機を設置し、清涼飲料水等の提供及び管理を行うものとする。

2. 自動販売機の設置場所及び利用者月別数 別紙のとおり

3. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条に該当しない者であること。
- (2) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国または地方公共団体等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4. 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川4393-82

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立吉備青少年自然の家総務・管理係

TEL 0866-56-7234

FAX 0866-56-7235

E-mail kibi-kanri@niye.go.jp

(2) 企画提案書の提出方法

(i) 用紙サイズをA4判、横書きとし、件名、①②③の件名・番号及び企画提案書名を記述のうえ5部（本紙1部、写し4部）提出すること。

なお、①②③を全て提出する場合も各5部ずつ提出すること。

(ii) 提出方法は、郵送又は持参することとする。

(iii) 郵送の場合は、簡易書留、宅配便等で送付すること。

(iv) 企画提案書を提出する際には、件名、組織の代表者名、連絡担当者の所属、氏名、電話番号を表紙に明記すること。

(3) 提出書類

(i) 企画提案書（様式任意）

(ii) 企画提案による資料（カタログ等）

<企画提案書に盛り込むべき内容>

- ・仕様書（Ⅵ設置条件及びⅦ経費等の負担）に基づき提案を行うこと。
- ・「自動販売機設置の流れ」のフロー図（設置方法と設置に伴う実施日程などが分かるよう、図面などを用いて記述すること。）で提示すること。
- ・清涼飲料水等の提供する内容が分かる資料を提示すること。

- ・利用者数に対する適正な設置台数及び設置箇所を記述すること。
- ・売上見込に対する提案台数毎の販売手数料の1ヶ月分の内訳を記述すること。
- ・1台当たりの想定される年間の消費見込電力量と季節に応じた月毎の内訳・根拠を記述すること。
- ・その他、本業務の実施に必要な事項、内容、方法等があれば記述すること。
- ・参考見積書（飲料水等の品名と価格の内訳を記述すること。）

(4) 企画提案書等の提出期限等

提出期限：提出期限：令和2年 2月20日（木） 17時30分必着

提出先：上記(1)に示す場所。

(5) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

5. 選定方法等

(1) 選定方法

業者選定委員会において、提出された企画提案書等にて書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

令和2年 3月 3日（火）（予定）にすべての企画提案者に選定結果を通知する。

6. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については企画提案書等の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

7. スケジュール

(1) 公募開始：令和2年 1月 31日（金）

(2) 質疑書の提出期限：令和2年 2月 7日（金） 質疑書の様式は任意

(3) 質疑への回答：令和2年 2月13日（木）

(4) 公募締切：令和2年 2月20日（木）

(5) 業者決定：令和2年 3月 3日（火）（予定）

(6) 契約期間：令和2年 4月 1日から令和3年 3月31日までとする。但し、契約期間満了の日の3ヵ月前までに発注者又は受注者が契約期間を更新しない旨の意思表示がない場合には、本契約は従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとし、以後も同様とする。（更新期間は当初契約期間の始期から起算して最長3年とする。）

8. その他

業務実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。

仕 様 書

I 件 名

国立吉備青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

- ① 清涼飲料水提供委託業務（レストラン前）一式
- ② 清涼飲料水提供委託業務（談話コーナー）一式
- ③ 清涼飲料水提供委託業務（プレイホール前他）一式

II 予定利用者数（年間）

93,048人（平成29～31（令和元）年度の平均値。月別の内訳数は別紙のとおり。）

III 機種区分、設置台数及び設置図面

別紙のとおり

IV 履行場所

所在地： 岡山県加賀郡吉備中央町吉川4393-82

施設名： 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立吉備青少年自然の家

V 契約期間

令和2年 4月 1日から令和3年 3月31日までとする。但し、契約期間満了の日の3ヵ月前までに発注者又は受注者が契約期間を更新しない旨の意思表示がない場合には、本契約は従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとし、以後も同様とする。

（更新期間は当初契約期間の始期から起算して最長3年とする。）

VI 設置条件

（1）商品について

- (i) 清涼飲料水等の選定については、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）協議のうえ決めるものとする。
- (ii) 商品の補充は定期的に行い、欠品にならないように配慮するものとする。
- (iii) 空き缶等の回収は回収容器が溢れることのないよう定期的に行い、空き缶再資源化に努めるものとする。また、回収容器は定期的な清掃を行うものとする。
- (iv) 空き缶等のゴミの最終処理まで責任を持つものとする。

（2）自動販売機の保守対応

- (i) 故障等の対応については、乙が行うものとする。
- (ii) 自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先および対応可能日時を表記するものとする。
- (iii) 施設の利用者等は、主に青少年を対象としていることから、苦情等の問合せについては、適切、迅速かつ誠意ある対応を行い、トラブルの無いようにするものとする。

（3）自動販売機について

- (i) 環境に配慮した自動販売機とする。
- (ii) 消費電力が小さいものとする。
- (iii) 転倒防止等の措置を行うものとする。

(4) 清涼飲料水等の料金

料金設定については、通常販売価格を上限とする。

(5) 手数料

(イ) 清涼飲料水等の販売に当たり、基本手数料及び販売手数料を甲に納めるものとする。

(ロ) 基本手数料については、提案自動販売機全台数の1ヶ月分当たり消費電力量に電気料金単価(1kw当たり18.61円)を乗じたものに見合った額を基本手数料とする。

(ハ) 販売手数料については、売上に対する料率の提案をするものとする。

(6) 自動販売機のデザイン

青少年施設に相応しいデザインや色合いとすること。

(7) 売上報告

乙は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の20日までに甲に報告するものとする。

(8) その他

(イ) 設置台数については、利用者数及び図面に基づき提案するものとする。

(ロ) その他必要と思われるものについて、提案するものとする。

VII 経費等の負担

(1) 甲の経費負担は、原則、次のとおりとする(なお、乙が経費負担を行なう提案をした場合はこの限りでない。)

(イ) 設置に必要な電源設備。

(ロ) その他設置に必要なもの。

(2) 乙の経費負担は、次のとおりとする。

(イ) 自動販売機の設置、撤去及び原状回復に伴う経費

(ロ) その他乙が負担すべき経費

} 実費負担のため提案不要

VIII その他

(イ) 乙は、契約の終了等により国立吉備青少年自然の家から撤退する場合は、原状回復するものとする。

なお、契約期間中に乙が新規設置した施設・設備等の所属、処分等の取扱いについては甲・乙協議の上決定するものとする。

(ロ) この仕様書に定めのない事項、あるいは、その解釈について疑義が生じた事項については、その都度、甲・乙協議の上定めるものとする。

自動販売機の設置場所

① 清涼飲料水(レストラン前)

No.	機種区分	設置場所	台数	備考
1	(ウ)	生活関連棟 レストラン前	2台	

② 清涼飲料水(談話コーナー)

No.	機種区分	設置場所	台数	備考
2	(ウ)	生活関連棟 談話コーナー	3台	

③ 清涼飲料水(プレイホール前他)

No.	機種区分	設置場所	台数	備考
3	(ウ)	プレイホール前 渡り廊下	1台	
4	(ウ)	クラフト棟 入り口	1台	
5	(ウ)	ロッジ ロビー	1台	
6	(ウ)	利用団体専用駐車場 トイレ横	1台	

*機種区分

清涼飲料水

(ア)	カップ式コーヒー機
(イ)	カップ式コーヒー&ジュース機
(ウ)	缶&ペット機
(エ)	牛乳等パック機
(オ)	小型ビン飲料機
(カ)	ペット専用機

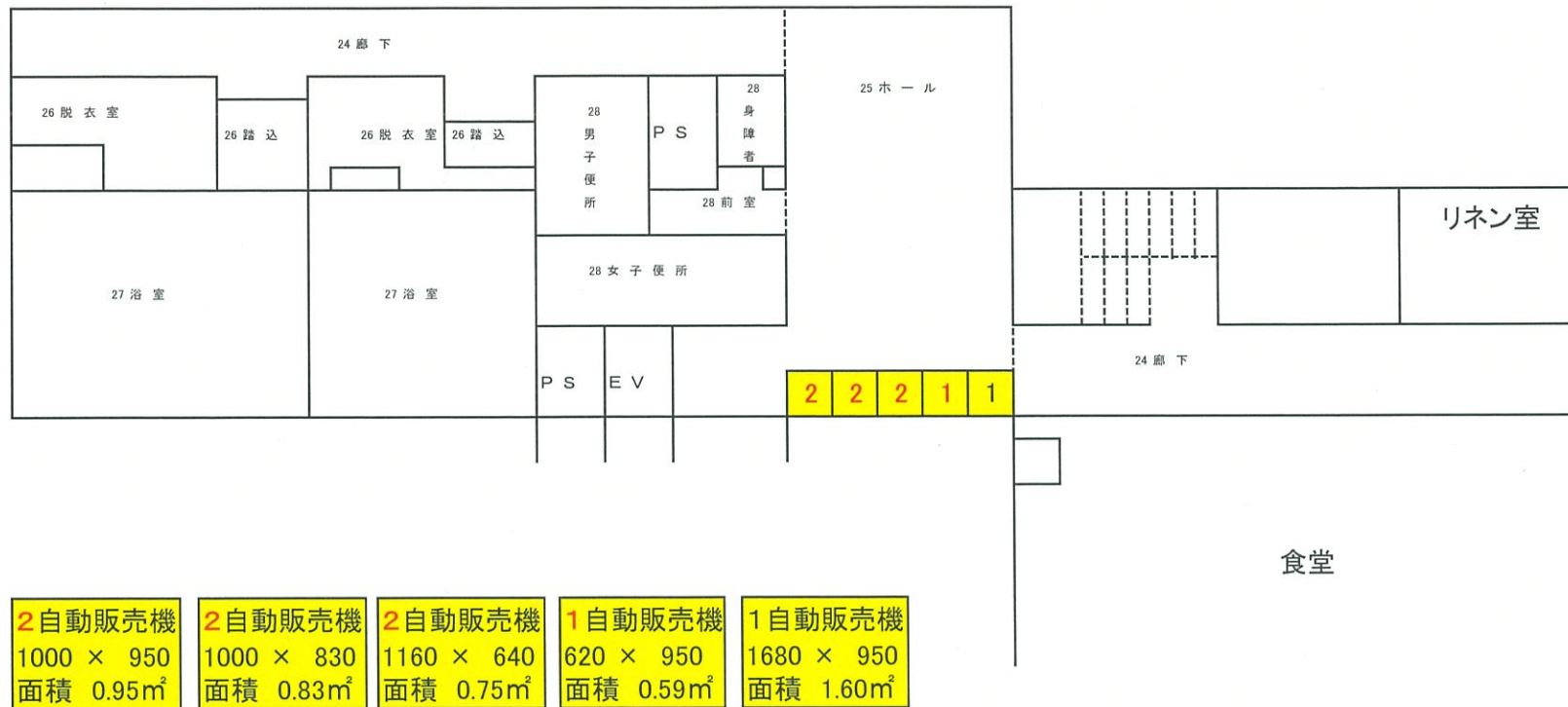
アルコール類

(キ)	アルコール類機
-----	---------

アイス類等その他

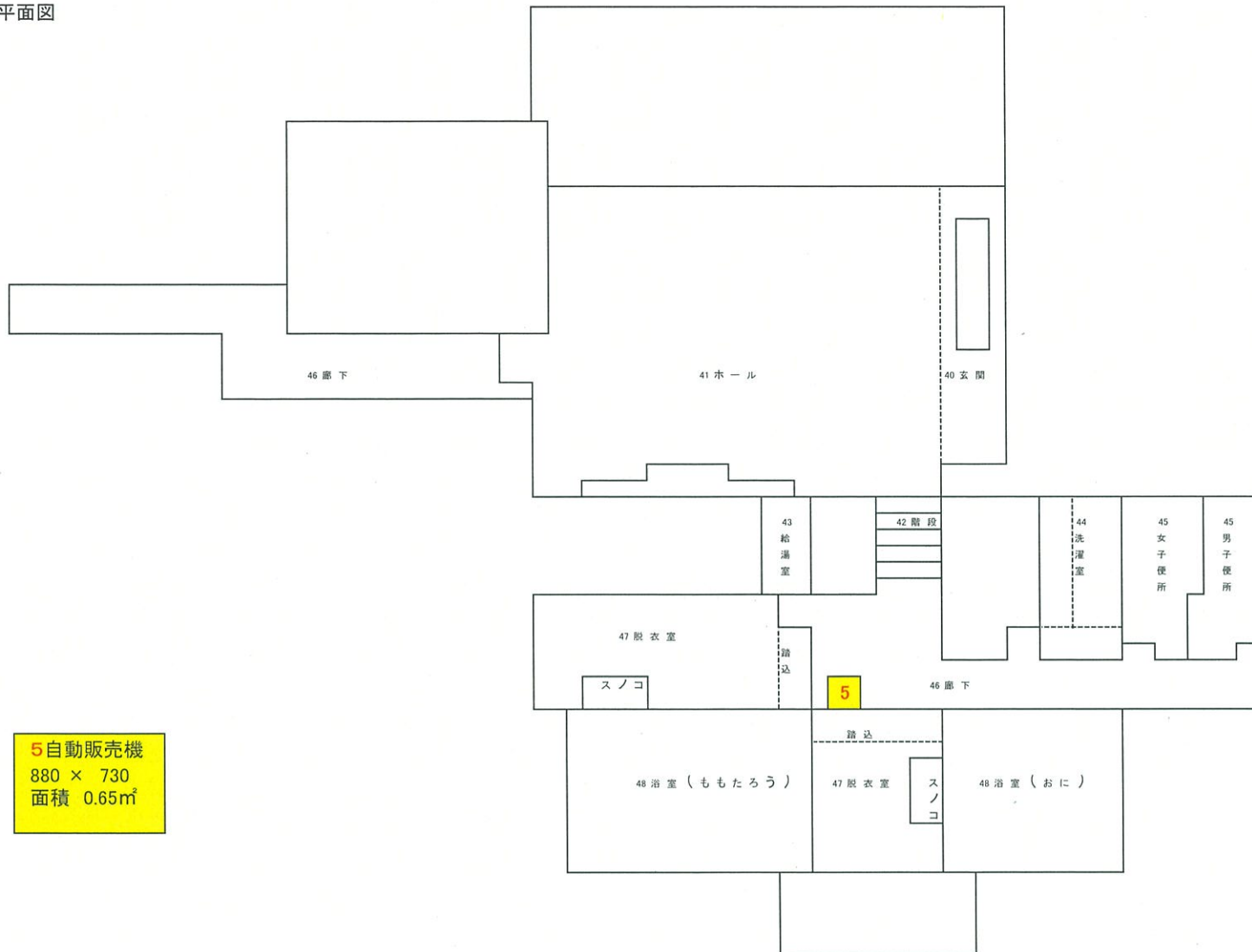
(ク)	アイスクリーム機
(ケ)	カップめん機
(コ)	パン機

平面図



生活関連棟2階平面図

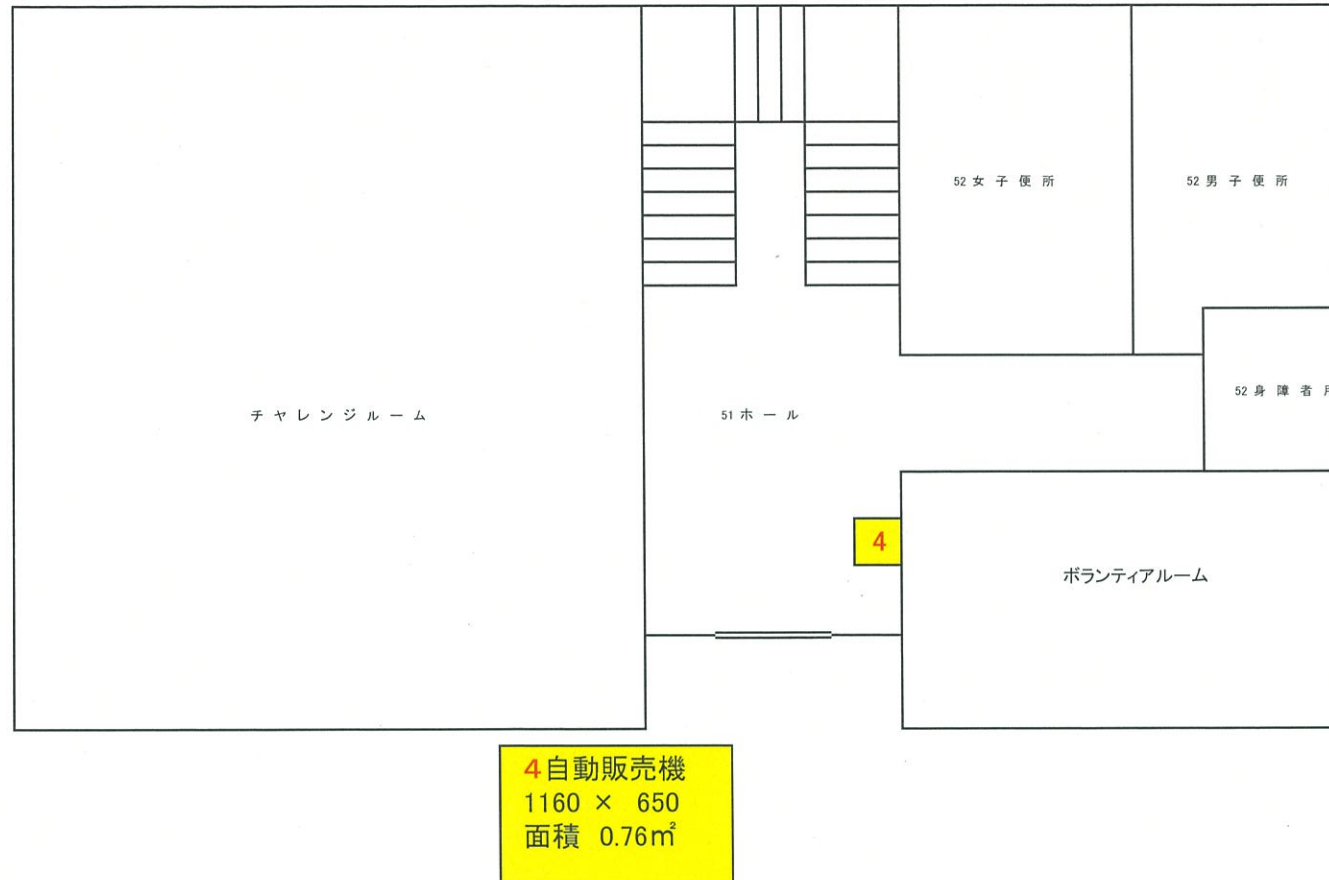
平面図



5 自動販売機
880 × 730
面積 0.65㎡

ロッジ1階平面図

平面図



クラフト棟1階平面図



全面図

利用者月別数

	平成29年度	平成30年度	平成31・ 令和元年度
4月	12,955	12,248	12,773
5月	17,246	14,989	16,388
6月	6,376	6,640	6,751
7月	8,753	6,885	6,479
8月	13,588	12,557	12,082
9月	9,186	9,170	9,808
10月	7,373	6,404	6,912
11月	4,372	3,868	3,422
12月	2,973	3,180	4,104
1月	944	2,136	2,011 *
2月	4,348	4,377	4,188 *
3月	7,608	9,806	6,243 *
合 計	95,722	92,260	91,161

*印:令和元年度1～3月は見込数を計上(2020.1.17現在)

【審査基準】

(1) 商品について

- ①清涼飲料水等の選定については、発注者と受注者が協議のうえ決められるよう提案されているか。
- ②商品の補充は定期的に行い、売り切れがでないように配慮されているか。
- 具体的に補充の頻度が示されているか。
加點基準 利用頻度に合わせて、効率的な回収の回数が明記されている場合、3点とする。
 - 欠品の場合の対応について、どのような対応が示されているか。
加點基準 欠品の申し出を受けた即日対応の場合は、3点とする。
- ③空き缶等の回収は回収容器が溢れることがないよう定期的に行い、空き缶等の再資源化に努めるものとされているか。回収容器は定期的に清掃を行うことにしているか。
- 具体的に回収及び回収容器の清掃の頻度が示されているか。
加點基準 利用頻度に合わせて、具体的な回収の回数及び回収容器の清掃の回数が明記されており、満杯になる前に回収することを基本とするが、やむを得ず満杯になってしまったときは、即日対応する場合、3点とする。
 - 空き缶等の再資源化方法及び用途等が示されているか。
加點基準 環境に配慮した再資源化方法が示されている場合、3点とする。
 - 回収容器がビン、缶、ペットボトルと分かれた回収容器となっているか。
加點基準 缶、ペットボトルの回収容器が分別されている場合、3点とする。
- ④空き缶等のゴミの最終処理まで責任を持ったものとなっているか。
- 空き缶等のゴミの最終処理が不法投棄されずに、回収から最終処理までシステムが確立されている。

(2) 自動販売機の保守対応

- ①故障等の対応については、自動販売機設置業者が責任を持って行うようになっているか。
- 甲が利用者対応を行わないようになっているか。
加點基準 発注者が対応することなく、低学年の利用者でも簡便な方法で対応できるようにしている場合、3点とする。
不可基準 故障等の対応を行わない場合。
- ②自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先及び対応日時が表記されているか。
- 利用者が迷わないように見えるところに連絡先及び対応日時が表記されているか。
加點基準 低学年の利用者でも分かるような表示方法を取っている場合、3点とする。
- ③利用者等の苦情等の問合せについては、誠意ある対応を行い、トラブルの無いように対処しているか。
- 苦情等の問合せがあった場合、即日対応を行なえるようになっているのか。
加點基準 苦情対応が即日対応の場合、3点とする。
 - 当日対応が難しい場合は、利用者と直接対応を行い、問題の解決にかかっているか。
加點基準 利用者の負担とならない対応となっている場合、3点とする。

(3) 自動販売機について

①環境に配慮した自動販売機となっているか。

加点基準 具体的に消費電力の削減が明記されており、機器が小スペースなものである場合、3点とする。

②消費電力が小さいものとなっているか。

加点基準 利用者の少ない時間帯若しくは夜間は自動的に自動販売機の表示部分の照明が消灯する場合等で節電が図れているときは、3点とする。

③転倒防止等の措置を行なっているか。

加点基準 災害対策対応機器となっている場合、3点とする。

(4) 清涼飲料水等の料金

①料金設定については、通常販売価格が上限となっているか。

②アルコール類の販売価格については、各地方施設の実情に応じた価格となっているか。

(5) 手数料

販売手数料（変動）については、売上に対する料率の提案がされているか。

加点基準 1本の売上に対しての販売手数料の料率設定が高い者順に加点する。
1番高い料率を提案した者は、20点とする。
2番目に高い料率を提案した者は、15点とする。
3番目に高い料率を提案した者は、10点とする。

(6) 自動販売機のデザイン

①青少年施設に相応しいデザインや色合いとなっているか。

加点基準 野外に設置する自動販売機については、自然に合わせた色合いとなっている場合は、3点とする。

不可基準 青少年の教育上、著しく不適切なデザインとなっている場合。

(7) 経費等の負担

①施設が有利となっているか。

加点基準 発注者の負担分を受注者が負担した場合、3点とする。

(8) その他

①その他、各地方施設に合わせた企画提案が出されているか。

加点基準 各地方施設の実情と地域性に合わせた企画提案が出されている場合は、3点とする。

清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務契約書（案）

件名 国立吉備青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式
清涼飲料水提供委託業務（〇〇〇〇〇）一式
金額 別紙、自動販売機設置内訳のとおり

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 鈴木みゆき 代理人 国立吉備青少年自然の家 所長 高藤佳明（以下「発注者」という。）は、受注者 〇 〇 〇 〇（以下「受注者」という。）との間において、上記の件について、上記金額で次の条項によって提供委託業務を結ぶものとする。

（設置条項）

- 第1条 発注者は、発注者の管理する別紙の設置場所に受注者が自動販売機を設置し清涼飲料等の販売を行う業務を委託するものとする。
- 2 自動販売機設置内訳は、発注者、受注者間で協議の上これを書面により変更することができるものとする。

（自動販売機の管理）

- 第2条 受注者は、定期的にルートセールスを派遣して、自動販売機の衛生管理、中身商品の補充等を行うものとする。
- 2 受注者は、空き缶等の回収は回収容器が溢れることのないように定期的に行い、空き缶再資源化に努めるものとする。また回収容器は定期的に清掃を行うものとする。
- 3 清涼飲料水等に異常がみられる場合や欠品が出た場合等は、受注者は速やかに対応するものとする。

（自動販売機の損壊等）

- 第3条 発注者は、自動販売機の損壊、盗難事故、運転の不円滑、その他異常を発見した時は遅延なくこれを受注者に通知するものとする。
- 2 前項の通知があった場合その他自動販売機に故障ある場合は、受注者は速やかに修理等を行うものとする。

（契約期間）

- 第4条 本契約の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。但し、契約期間満了の日の3ヵ月前までに発注者又は受注者が契約期間を更新しない旨の意思表示がない場合には、本契約は従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとし、以後も同様とする。（更新期間は当初契約期間の始期から起算して最長3年とする。）

（契約の解除）

- 第5条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができる。
- （イ）受注者が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- （ロ）この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。
- （ハ）受注者がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。
- （ニ）前号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。
- （ホ）発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。
- 2 受注者は、本契約の有効期間中に商品の販売数量が著しく少ない場合等、本契約を継続することが困難な理由が発生したときには、解除することができる。
- 3 前項により契約を解除する場合において、（ホ）が生じたときは、発注者は受注者に対して契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする1ヵ月前までに受注者に通知し、解除できるものとするが、（イ）から（ニ）については、書面をもって通告することによって解除するものとする。なお、受注者の解除については、1ヶ月前に通知し、発注者、受注者協議の上その承諾を得て、本契約を解除することができる。

(電気料及び不動産貸付料)

第6条 発注者は、受注者に自動販売機設置に伴う電気料及び不動産貸付料を無償とする。

(売上金)

第7条 自動販売機による売上金は、受注者に帰属する。

(売上報告)

第8条 受注者は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の20日までに発注者に報告するものとする。

(手数料の振込)

第9条 受注者は、手数料を四半期毎に取りまとめ、独立行政法人国立青少年教育振興機構本部(以下「機構本部」という。)の指定する口座に請求月の翌月20日迄に取りまとめて振り込み、振込明細を機構本部に送付するものとする。

(手数料)

第10条 清涼飲料水等の販売数量が著しく増減及びその他の事由が生じた場合には、発注者、受注者協議の上、手数料を改定することができるものとする。

(一般的約定)

第11条 この契約の一般的約定事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則によるほか、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

(協議)

第12条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の内容に疑義が生じた場合は、その都度発注者、受注者協議の上定めるものとする。

上記契約の成立を証するため本書2通を作成し、発注者・受注者記名押印のうえ、各自1通保有する。

令和2年 3月 日

発注者 住 所 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
氏 名 独立行政法人国立青少年教育振興機構
理 事 長 鈴木みゆき
代理人 岡山県加賀郡吉備中央町吉川4393番82号
国立吉備青少年自然の家
所 長 高藤佳明

受注者 住 所
氏 名

自動販売機設置内訳

清涼飲料水()

No.	機種区分	設置場所	台数	基本手数料(円)	販売手数料(%)
1					
2					
合 計					

手数料

- ・基本手数料は、1ヶ月当たりの金額
- ・販売手数料は、売上に対する料率